

## 第2章 産業連関表の概要

### 第1節 取引基本表の基礎的理論

我が国の産業連関表のフレーム・ワークは、昭和30年表に引き続く昭和35年表において、国民所得統計との整合性や原則として日本標準産業分類（JSIC）及び国際標準産業分類（ISIC）に準拠した部門分類が採用されるなど、現在のフレーム・ワークが形成された。その後は、各回の作成を通じて、国際標準産業分類への準拠、1968SNAへの対応など、逐次、改善が進められてきた。昭和50年表において、1968SNAに対応した変更が行われている以外は、表作成の基本的なフレームの変更はない。

以下、我が国の取引基本表について、その作成上の基礎的理論を説明する。

#### 1 産業連関表に記録される対象期間と地域的範囲

##### (1) 対象期間

産業連関表に記録される生産活動及び取引の対象期間は、通常、1月から12月までの1年間（暦年）である。我が国の表は、昭和30年表以来、西暦年の末尾に0と5のつく年を作成年次とし、1月から12月までを対象期間としている。

##### (2) 地域的範囲

産業連関表では、一定地域内で行われた財貨・サービスの生産活動及び取引が対象となり、我が国の表の場合には、日本国内で行われたものが対象となる（本節6(2)参照）。

#### 2 部門分類

##### (1) 部門分類の概念

産業連関表の「中間需要」及び「中間投入」を構成する内生部門の分類を「部門分類」という。

なお、「最終需要部門」及び「粗付加価値部門」を構成する「項目」を含めて「部門」と呼ぶ場合がある。

##### (2) 部門分類の原則

###### ア 「生産活動単位」に基づく分類

部門分類は、原則として財貨・サービス及びそれを生産する「生産活動単位」によって行われる。すなわち、「事業所統計」「工業統計」等では、事業所を單

位として分類され、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、その主たる活動によって格付けされるが、産業連関表の部門分類では、同一事業所内で二つ以上の活動が行われている場合には、原則として、それぞれの生産活動ごとに分類する。いわゆるアクティビティベースの分類であり、商品分類に近い概念である。

例えば、製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれ対応する部門に計上する。電鉄会社が鉄道輸送とバス輸送を行っていれば、鉄道輸送の生産活動とバス輸送の生産活動を分離し、それぞれ対応する部門に計上する。

このように、我が国の産業連関表は、アクティビティベースの部門分類により作成されており、このことから、「商品×商品（C×C）」の表（A表）といわれる。

（注）部門分類による表の種類には、A表のほか、次のようなものがある。

① 商品（C）×産業（I）表=U表

② 産業（I）×商品（C）表=V表

③ 産業（I）×産業（I）表

##### イ 「商品×商品」表における行・列部門の意味

産業連関表の内生部門を構成する表側の行部門は、1年間に生産された財貨・サービスを主に商品及び用途という側面から分類したものであり、表頭の列部門は、それらの財貨・サービスについて、主に産業及び生産設備から分類したものである。

##### ウ 列部門と行部門の対応関係

列部門と行部門は、原則として対応した形で設定されるが、石油精製のように一つの生産工程から、単価も用途も異なる複数の商品が生産されるもの、あるいはある種の産業機械のように、一つの事業所で共通に仕入れた原材料等を消費して、単価も機能も異なる複数の商品を生産しているものは、産出構造を示す行部門のみを商品ごとに分割している。また、プラスチック製品のように、単価も用途も異なる多品種の商品が生産され、かつ、生産設備が異なるものであっても投入構造が類似しているものについては、列部門をまとめている。一方、電力のように、火力、原子力等の異なる生産設備又は生産工程から同一商品が生産されるものは、投入構造を分割し産出構造がまとめられている。つまり列部門がアクティビティ分類であり、行部門は商品分類であると言える。

その結果、取引基本表は、列部門より行部門の数が多い縦長の表となっている。

### (3) 部門分類の基準

産業連関表の内生部門の最も詳細な分類である基本部門分類は、上述のように「生産活動単位」による分類を原則としているが、昭和50年表からは、1968SNAへの対応として、「生産活動主体」による分類機能をも有するものに改められ、今日に至っている。

各年次における分類の設定に当たっては、時系列比較や国際比較を重視しつつ、国内生産額の増減、技術変化等に応じて、表作成の都度、部門の新設や分割、統合、概念・定義・範囲の変更等が行われる。

基本部門分類の設定に当たっては、おおむね次のようないくつかの基準により部門の変更等が検討された。

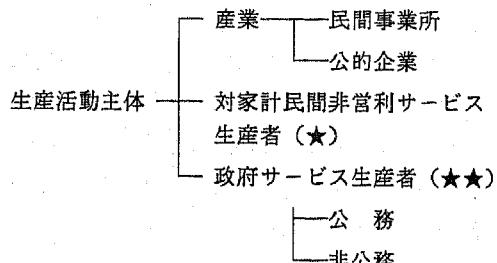
- ① 日本標準産業分類 (JSIC) 及び国際標準産業分類 (ISIC) との整合性
- ② 投入構造の類似性
- ③ 投入係数の安定性
- ④ 産出構造の類似性
- ⑤ 生産額、総需要額のウエイト
- ⑥ 単価の類似性
- ⑦ 時系列、国際比較
- ⑧ 1968SNAとの整合性
- ⑨ その他（推計基礎資料の整備状況等）

### (4) 生産活動主体分類

#### ア 生産活動主体分類の意味

産業連関表がその取引活動の記録対象とする財貨・サービスは、「通常、その費用を回収する価格で市場において販売することを意図して生産される財貨・サービス」つまり産業活動による「商品」が主であるが、この他に、主として政府及び公的企業等から供給される「コストに見合わない価格又は無償で提供される財貨・サービス」及び「市場において販売されない財貨・サービス」も含まれる。

活動主体分類は、財貨・サービスの生産・供給主体に着目し、基本分類を産業、対家計民間非営利サービス生産者、政府サービス生産者からなる活動主体別に再分類したものである。この意味で、基本部門分類は、アクティビティベースの「生産活動単位」に基づく分類と、「生産活動主体」による分類の二重の機能を有している。



(注) 活動主体分類は、基本部門分類の名称末尾に★印を付すことによって区分する。

- ★★ 政府サービス生産者
- ★ 対家計民間非営利サービス生産者
- 無印 産業

#### イ 産業

「産業」とは、利潤の獲得を目的として「商品」を生産する事業所の生産活動をいう。

しかし、次に掲げるものについては、その販売価格又は料金が生産費用を完全には回収できないような水準に設定されている場合であっても、また、市場において販売活動が行われていないものであっても、「産業」活動によって生産されたものとして取り扱う。

#### (ア) 公的企業

この分野に属するものとしては、政府又は公的企業によって生産される財貨・サービスのうち、民間事業所において生産されている財貨・サービスと同じ種類のものであって、その販売価格又は料金が供給される財貨・サービスの量又は質に比例するものであり、かつ、購入者の自由意思に基づいて購入されるものが該当する。日本道路公団、住宅・都市整備公団、郵便事業、国有林野事業などがそれである。また、印刷局、造幣局などのように、民間事業所と同じような財貨を政府自身の用に供するために生産している場合も、この分野に属するものとして取り扱われる。ただし、公園、保健、教育、文化などの通常の社会的、公共的なサービスについては、明らかに生産費用に見合う価格又は料金が設定されている場合を除き、「産業」活動によるものとはされない。

#### (イ) 対企業民間非営利サービス生産者

「対企業民間非営利サービス生産者」とは、民間企業に対して、その能率や収益力を高めるため、技術指導や試験、研究などのサービスを提供している各種の経済団体等をいう。

これらの団体が提供するサービスは、もしこれらの団体が提供しなければ、企業自らが行わなければならぬものであるため、「産業」活動によるもの

とされる。

1968SNAでは、完全に又は主として政府機関の支配と資金の供給を受けているものは「産業」には含まれないとしているが、我が国の産業連関表では、日本自転車振興会、国際観光振興会などのように政府の特殊法人などもいくつかが含まれている。

(イ) その他

家計又は民間非営利団体が所有し、使用している住宅については、帰属計算を行い「住宅賃貸料」部門に含めるため、「産業」に格付けされる。また、家計、民間非営利団体又は政府が、自ら使用するために行う住宅及び非居住用建物の建設活動は、「産業」として取り扱う。

なお、「家計」としての農家が、自家消費用として生産する農産物及び一部の農産加工品も「産業」活動によるものとされる。

ウ 対家計民間非営利サービス生産者

「対家計民間非営利サービス生産者」とは、労働組合、政党、宗教団体、友愛団体、社交クラブなどのような、特定の目的を遂行するために集まった個人の自発的団体である。これら団体により、「家計」に対して利益追求を旨とすることなく提供される福祉、宗教、文化、レクリエーション、社会施設等のサービスが、この分野に属するサービスとして取り扱われる。これら団体の活動経費は、通常、会員からの会費や個人、企業、政府などからの寄附金、補助金及び財産所得によって賄われている。

なお、1968SNAでは、政府により完全に若しくは主として支配されるか又は資金の調達を受けているものは「政府サービス生産者」に格付けされるとしているが、我が国の産業連関表では、国家公務員等共済組合、社会保険診療報酬支払基金などの公的色彩の強い団体のサービスについても、いくつかがこの分野に格付けされている。

エ 政府サービス生産者

「政府サービス生産者」とは、もし自らが供給しなければ、便利に、かつ、経済的に供給されないような社会的に共通のサービスを、通常、無償で供給するものをいい、その性格、コスト構造及び活動資金の源泉面で「産業」とは大きな相違があるものをいう。

中央及び地方政府の活動のうち、上記「産業」又は「対家計民間非営利サービス生産者」に格付けされるものを除いた、①行政、国防及び治安の維持、②保健、教育、文化、レクリエーション及びその他の社会サービス、③経済成長、福祉、技術開発の促進等の業務が

これに含まれる。

産業連関表では、産業連関分析上の必要のため、「産業」部門において対応する部門又は類似する部門があるものについては、これを更に、「非公務」部門としてそれぞれ特掲させることとし（例：学校教育（国公立）、医療（国公立）），残りの部分を一括して「公務（中央）」及び「公務（地方）」に分類している。

(5) 分類の種類及び分類コード

ア 分類の構成

産業連関表の部門分類は、「基本分類」を最も詳細な分類とし、これを統合した統合分類（「統合小分類」、「統合中分類」及び「統合大分類」）から構成される。

イ 基本分類（6桁分類、7桁分類）及び細品目分類（10桁品目）

各生産活動主体及びそこから供給される財貨・サービスの種類、用途、生産技術等に即して、最も詳細に分類された公表用の部門分類が「基本分類」であり、列部門を6桁、行部門を7桁のコード番号で表す。基本分類の更に詳細な分類として、細品目（10桁品目）があり、部門別国内生産額の推計の基礎となっている。

投入・産出額の推計及び計数の調整作業は、この基本分類をベースとして行われている。一般的に、基本分類の部門は、生産活動単位ごとに細かく分類すればするほど、精度の高い結果が得られ、また、各部門における投入係数も安定したものになると言われている。

（注）国内生産額の推計に当たっては、その推計に用いられる基礎統計（工業統計、サービス業基本調査、各種動態統計調査など）に基づき、可能な限り詳細な商品別又はアクティビティ別の分類により生産額を推計し、それを行部門別、列部門別に積み上げることによって基本分類ベースの国内生産額が計算される。

この生産額推計の最小単位の分類が「細品目」であり、国内生産額表において10桁のコード番号を付して表されている。この細品目は、基本分類の内訳構成品目であり、産業連関表で捕捉される最小単位のアクティビティベースの分類といえる。一般的に、細品目が多いほど、投入額、産出額の推計及び調整段階での作業が容易に行えると言われている。

ウ 統合小分類（4桁分類）

投入係数、逆行列係数等を提供する最も詳細な分類であり、日本標準産業分類（JSIC）及び国際標準産業分類（ISIC）のいわゆる4桁分類に対応できるよう設定されている。

## エ 統合中分類及び統合大分類

統合中分類は、通常の産業連関分析ニーズに対応可能な分類として設定されたものである。速報として公表したのは、この統合中分類までである。

統合大分類は、簡易な産業連関分析用に作成された表である。

なお、統合中分類及び統合大分類のコード番号は、基本分類コードと対応していない。

## オ 取引基本表の表し方

取引基本表は内生部門の行及び列の部門数をもって表される。例えば、平成2年表の基本分類による取引基本表は、527×411部門表のように表される。

なお、187×187部門表のように行及び列の部門数が同じ場合には、その共通部門数をもって、例えば「187部門表」と表す。

## カ 部門分類コード

基本分類に付されている部門コードについては、最近では、昭和60年表作成時に内生部門コードが全面改定されている。

部門分類コードの意味付けは、①上2桁で業種を表す、②上4桁を統合小分類とする、③5～6桁目を列コード用、7桁目を行コード用とし、原則として連番を付す、④「その他の〇〇」部門は、原則として5～6桁を09とする、⑤修理部門は、原則として5～6桁を10にする等である。

第2-1図 基本部門コードと統合小分類コード

1	2	3	4		5	6	7
○	○	○	○	-	○	○	○
↓	↓	↓	↓		↓	↓	↓

業種  
←統合小分類→  
←基本分類（列）（6桁）→  
←基本分類（行）（7桁）→

## キ 特殊コード

特殊な扱いをしている部門（本節9参照）のうち、屑・副産物の発生・投入、商業マージン及び国内貨物運賃について、利用者の便宜に供するため、基本分類コードの6桁コード、7桁コードの後に、次のような特殊分類コードを付してある（「2付き」、「3付き」等の呼び方がされる。）。

## <特殊分類コード>

- ・ 屑 投 入 ..... 2
- ・ 屑 発 生 ..... 3
- ・ 副 産 物 投 入 ..... 4
- ・ 副 産 物 発 生 ..... 5
- ・ 商 業 マ リ ジ ン ..... 6
- ・ 国 内 货 物 運 貨 ..... 7

## (6) 外生部門の分類

産業連関表の外生部門である最終需要部門と粗付加価値部門は、ほぼ国民経済計算に対応している。

### ア 最終需要部門

産業連関表の国内最終需要部門は、「家計外消費支出」を除けば、国民経済計算における国内総支出にはほぼ対応するものであり、第2-1表のうち、輸出、輸入を除く部分のように、国民経済計算に対応する形で設定されている。

輸出及び輸入については、国内概念から国民概念への転換及び1968SNAに合わせた産業連関表の再編・加工が容易に行えるよう分類されている。

### イ 粗付加価値部門

産業連関表の粗付加価値部門は、「家計外消費支出」を除けば、国民経済計算における国内総生産にはほぼ対応するものであり、第2-2表のように国民経済計算に対応する形で設定されている。

### ウ 家計外消費支出

家計外消費支出は、端的に言えば「企業消費」とも言うべきものである。

最終需要部門の家計外消費支出（列）には、宿泊・日当、交際費及び福利厚生費に係る企業消費の内訳が財貨・サービス別に計上されている。

また、粗付加価値部門の家計外消費支出（行）は、各生産部門（つまり列部門）が宿泊・日当、交際費及び福利厚生費をそれぞれどれだけ支出したかが計上されており、家計外消費支出の行及び列の合計は一致する。

家計外消費支出については、国民経済計算では、企業が生産活動を行う上で直接的に必要となる営業経費であるとして、これを付加価値及び最終需要に含めていない。しかし、産業連関表では、これを営業余剰の一部をなすものであり、産業部門から家計部門に対し現物の形で移転されたものであるとして、これを外生部門に位置づけている。

なお、家計外消費支出を外生化することにより、投入係数が一層安定的になる。

第2-1表 産業連関表と国民経済計算との対応（最終需要部門）

産業連関表	国民経済計算（経済企画庁）
家計外消費支出(列)	(内生部門に格付けされている)
民間消費支出 家計消費支出 対家計民間非営利団体消費支出	民間最終消費支出 家計最終消費支出 対家計民間非営利団体最終消費支出
一般政府消費支出 中央政府消費支出 地方政府消費支出	政府最終消費支出 中央政府 社会保障基金 地方政府
国内総固定資本形成(公的)	国内総資本形成 総固定資本形成 公的 一般政府総固定資本形成 企業設備投資 住宅投資
国内総固定資本形成(民間)	民間 企業設備投資 住宅投資
在庫純増 生産者製品在庫純増 半製品・仕掛品在庫純増 流通在庫純増 原材料在庫純増 所在不明在庫純増	在庫品増加 製品在庫 仕掛品在庫 流通在庫 原材料在庫
輸出 輸出(普通貿易) 輸出(特殊貿易) 輸出(直接購入) 調整項 [国内概念のため設定されていない]	経常海外余剰 財貨・サービスの輸出と海外からの要素所得 財貨・サービスの輸出 財貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入 [海外からの要素所得](注2)
輸入 輸入(普通貿易) 輸入(特殊貿易) 輸入(直接購入) 関税 輸入品商品税 [国内概念のため設定されていない]	財貨・サービスの輸入 財貨 運輸・通信、保険サービス、その他 直接購入 [海外への要素所得](注2)

(注) 1 産業連関表の□内は、統合中分類に対応する最終需要の項目である。

2 「海外からの要素所得」及び「海外への要素所得」は、国民概念(GNP)には含まれるが、国内概念(GDP)には含まれない。

第2-2表 産業連関表と国民経済計算との対応（粗付加価値部門）

産業連関表	国民経済計算（経済企画庁）
家計外消費支出（行）	（内生部門に格付けされている）
宿泊・日当	
交際費	
福利厚生費	
雇用者所得	雇用者所得
賃金・俸給	賃金・俸給
社会保険料（雇用主負担）	社会保障雇主負担
その他の給与及び手当	その他の雇主負担
営業余剰	営業余剰
*消費税を含む	
資本減耗引当	固定資本減耗
間接税（除関税・消費税）	間接税 *消費税を含む
（控除）補助金	（控除）補助金

(注) 1 「賃金・俸給」の扱いに関して、産業連関表では「現物給与評価額」及び「給与住宅差額家賃」が「他の給与及び手当」となっているが、国民経済計算（経済企画庁）では「賃金・俸給」として計上されている。

2 産業連関表の [ ] 内は、統合中分類に対応する粗付加価値の項目である。

### 3 取引活動の記録の時点

産業連関表が対象とする生産活動及び取引の記録の時点は、原則として「発生主義（Accrual Basis）」による。発生主義とは、当該取引が実際に発生した時点を記録時点として適用することをいう。発生主義に対して「現金主義（Cash Basis）」があるが、これは、所得や支払いが実際に行われた時点を記録時点として適用する方法である。生産活動に伴う所得の発生と分配、支払いまでの経済の流れは、通常、タイムラグを生ずるので、現金主義で記録すると産業連関表の二面等価（付加価値部門の合計と最終需要部門（輸入を控除）の合計との一致）は成立しない。しかし、発生主義で記録すると二面等価は常に達成されることとなる。各取引活動の記録の時点は、具体的には、次のとおりである。

- ① 財貨・サービスの生産活動については、財貨は、対象年次中に生産されたものが対象になり、サービスは、対象年次中に提供されたものが対象になる。
- ② 中間生産物の取引については、その中間生産物が各部門において現実に消費された時点をもって取引の時点とし、その時点が対象年次中のものを、中間取引額とし

て計上する。

- ③ 最終需要部門への産出のうち、「消費支出」（家計外消費支出、民間消費支出及び一般政府消費支出）は、対象となった財貨の引渡しが遅延した場合であっても、一般に売買行為が成立した時点をもって記録の対象とする。
- ④ 「国内総固定資本形成」は、その資本財の引渡しが行われた時点、各種の「在庫純増」は、生産者又は流通業者が対象となった生産物の法的所有権を有することになった時点をもって、それぞれ記録する。
- ⑤ 「輸出（普通貿易）」及び「輸入（普通貿易）」は、関税当局の通関許可が行われた時点を基準とする。
- ⑥ 生産期間が1年を超える財貨（長期生産物）について、建設物は、対象年次の1年間の工事進捗量をもって国内生産額とし、その産出先は「国内総固定資本形成」である。船舶、重電機等その他の長期生産物については、国内生産額に完成品のほか、半製品及び仕掛品をも含めている。当該長期生産物の完成品の生産額は、「完成品の額-前年までの半製品・仕掛品の額」である。その産出先は、完成品として引渡しが行われたものについては「国内総固定資本形成」、その他は「生産者製品在庫純増」又は「半製品・仕掛品在庫純増」である。

## 4 金額による評価

産業連関表の取引基本表は、1年間に行われた財貨・サービスの取引実態を記録したものであるが、個々の取引活動の大きさは、「金額」をもって示される。

各財貨には、それぞれ固有の数量単位があり、これによって各取引活動の大きさを計ることとすれば、価格のその時々の変化や地域差による影響が排除され、純粹に生産技術を媒介とした物量的な産業連関分析が可能となる。

しかし、サービスの多くは、固有の数量単位を持たず、また、財貨であっても、いくつかの細品目から構成される部門では、同一部門（行）に含まれる各品目が同一の単位を持つとは限らない。さらに、列部門については、投入される原材料等の種類が多様であり、同一の数量単位で計測することは不可能である。このため、取引基本表の作成に当たっては、「金額」を共通の尺度として、各取引活動の大きさを評価している。

なお、取引基本表が、このように金額のみの表示となっていることをできる限り補うため、一部の財貨について、別途、付帯表として「物量表」が作成されている。

## 5 取引基本表の基本的構造

### (1) 部門分類と表の基本フレーム

#### ア 部門分類の違いによる表の種類

取引基本表の分類を、商品（アクティビティ）ベースにするか、産業（事業所）ベースにするかで、表の種類は、A表のほか、U表、V表及びI×I表があることは、前述2(2)のとおりである。

諸外国の多くでは、1968SNAに基づき、「商品（行）×産業（列）表=U表（産業別商品投入表）」及び「産業（行）×商品（列）表=V表（産業別商品産出表）」の2つをまず作成し、この2つの表から産業技術仮定又は商品技術仮定のいずれかの仮定を置いて間接的に「商品（行）×商品（列）表=A表（又はC表という）」を作成しているが、我が国では昭和26年の試算表以来、直接A表を作成している。

（注1）産業技術仮定 … 同一の産業で生産された商品は、どの商品であっても同一の生産技術構造を持つと仮定する。具体的には、商品別付加価値額の推計において、A産業で生産された商品にはすべてA産業の付加価値率、B産業で生産された商品にはすべてB産業の付加価値率を適用して、産業別・商品別付加価値額を計算し、それを商品ごとに集計して商品別の付加価値額を算出する。

（注2）商品技術仮定 … どの産業で生産されても同一の商品であれば、同一の生産技術構造を持つと仮定する。具体的には、商品別付加価値額の推計において、どの産業で生産されたかに関係なく商品別の生産額を計算し、a商品にはそれを主産物とするA産業、b商品にはそれを主産物とするB産業の付加価値率を適用して商品別付加価値額を推計する。

#### イ 商品×商品表（A表）の意味

我が国の産業連関表は、商品×商品表（A表）（本節の2(2)を参照）であるが、同一のアクティビティから生産される商品であっても、用途や単価が大きく異なる場合は行部門のみ分割している。例えば、石油精製はアクティビティ（列）は1つであるが、商品（行）はガソリン、重油等に分かれている。逆に、電力のように同一商品でもアクティビティが大きく異なる場合は列部門のみ分割している。したがって、「商品（行）×アクティビティ（列）表」という性格を有する。

また、付加価値額についても、工業統計やサービス業基本統計を推計基礎資料とする製造工業品やサービス商品等については、付加価値の第1次推計に当たり、産業別の情報しか得られないため、産業技術仮定によって商品別の付加価値額を推計している。つまり、これらの分野の財貨・サービスについては、厳密な意味での商品ベースでの付加価値推計が行われていないことを意味している。

### (2) 価格評価と表形式（生産者価格評価表と購入者価格評価表）

取引基本表は、個々の取引が金額によって記録されているが、その際に「価格」のとらえ方が問題となる。価格をどのようにとらえるかによって、生産額も取引額も変化することになるからである。

一般に価格のとらえ方として次のような二つの考え方がある。

- (a) 「生産者価格」によるか「購入者価格」によるか
- (b) 「実際価格」によるか「統一価格」によるか

この二つの考え方を組み合わせることによって、次の4とおりの価格評価ができることになる。

- ① 実際価格による生産者価格評価
- ② 実際価格による購入者価格評価
- ③ 統一価格による生産者価格評価
- ④ 統一価格による購入者価格評価

我が国では、このうち①実際価格による生産者価格評価及び②実際価格による購入者価格評価の二つの方法を採用しており、前者による取引基本表を「生産者価格評

価表」、後者を「購入者価格評価表」と呼んでいる。統一価格による評価方法は採用していない。

#### ア 実際価格と統一価格

実態経済の中では、たとえ同一の財・同一の量の生産物であったとしても、同一価格で取引されるとは限らない。これは、地理的又は時期的な要因及び需給状況や取引形態の相違等に基づくものである。例えば、北海道で生産されたa製品と関東で生産されたa製品では価格が異なるかもしれない。また、同じ会社の製品でも需要期か需要期でないかで、あるいは大口需要者向けか小口需要者向けかで価格が異なるかもしれない。

このような場合、取引基本表に記述する個々の取引を、各取引ごとの実際の価格で評価するか、それとも、取引先や取引形態にかかわらず単一の価格で評価するかという問題が生ずる。前者を「実際価格」、後者を「統一価格」という。

#### イ 生産者価格評価表と購入者価格評価表の表形式と相違点

生産者価格と購入者価格との相違は、第2-2図のとおり個々の取引額に流通経費、すなわち国内貨物運賃及び商業マージンが含まれているかいないかである。

すなわち、我が国の取引基本表は、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両者が作成されているが、生産者価格評価表は、個々の取引が生産者の「出荷価格」で記録され、購入者が入手するまでに要した国内貨物運賃及び商業マージンについては、購入側の部門（列）と運輸業（行）及び商業（行）部門との交点に一括計上する。

また、購入者価格評価表は、国内貨物運賃及び商業マージンを個々の取引額に含めて計上するものである。その結果、商業及び運輸業の行部門には、「コスト商業」並びに「旅客運賃額」及び「コスト運賃」（本節9参照）のみが計上され、運賃・マージンは商業及び運輸業の行部門には計上されないことになる。

なお、サービスの取引額には、国内貨物運賃及び商業マージンは含まれない。したがって、サービスの取引額は、生産者価格と購入者価格が同額となる。

生産者価格評価表と購入者価格評価表について、利用上の観点からみれば、それぞれ次のような特徴がある。

まず、購入者価格評価表は、現実の取引認識に近い価格であるため、各列部門の生産原価の構成を読み取ることが容易であるほか、国民経済計算における他の勘定（所得支出勘定、国民賃借対照表等）との比較の

面で有利である。

しかし、国内貨物運賃及び商業マージンの額は、財貨・サービスごとに異なり、また、同一の財貨・サービスであっても取引形態の相違によって異なることが多いなど、不安定である。通常の産業連関分析では、できるだけ物量に近い、安定的な投入係数（技術係数としての投入係数）を必要とするため、生産者価格評価法による取引基本表の方が有利である。

#### ウ 基本価格

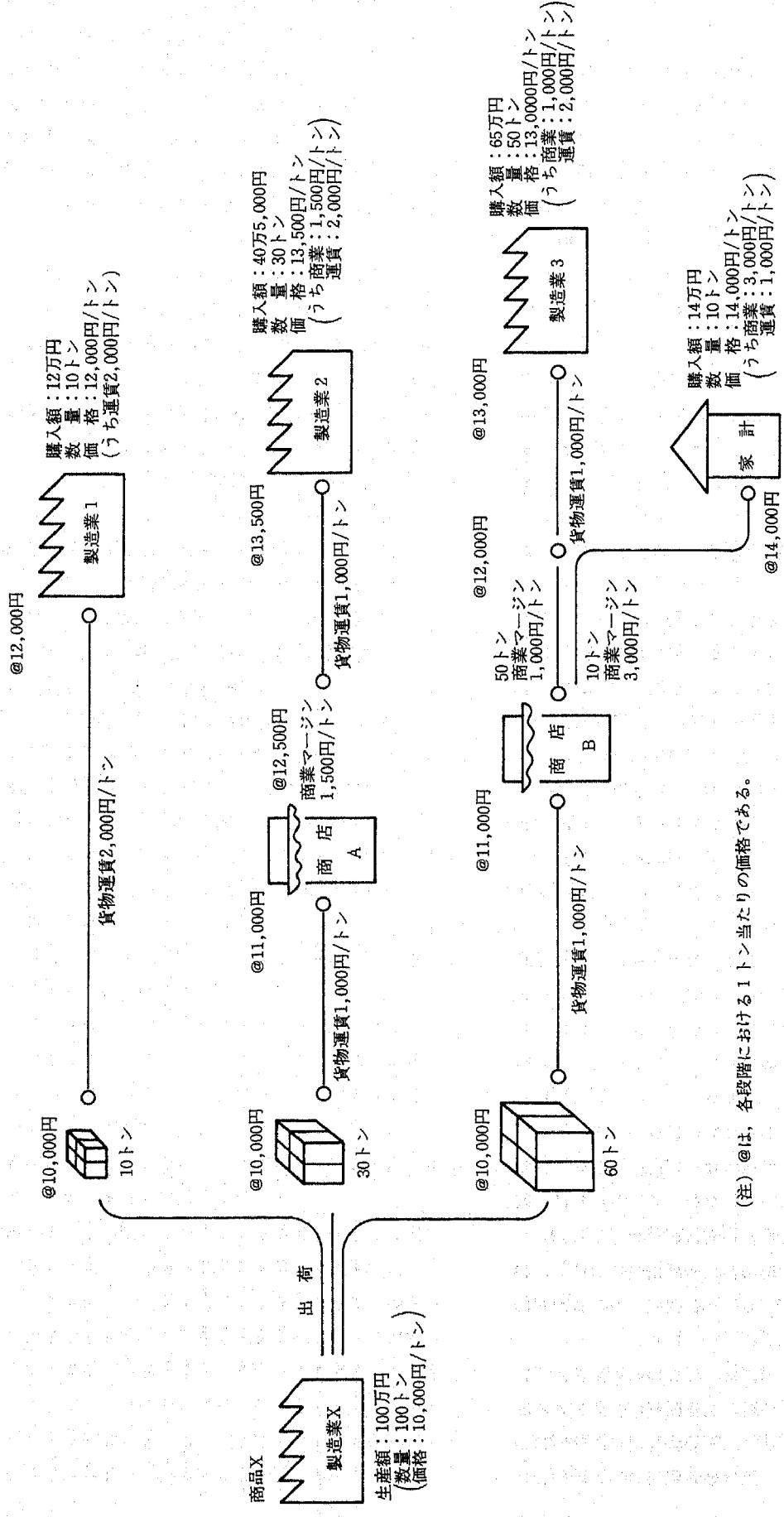
生産者価格から商品税（消費税、たばこ税、酒税などの間接税）を差し引いた価格を「基本価格」という。1968SNAにおいて、この基本価格によって各取引の大きさを評価するよう勧告されている。

これは、各取引額に商品税を含めると、税率そのものが必ずしも安定的ではなく、また、例えば、購入者が企業であるか家計であるかによって商品税率が異なることがあり、さらに同一の部門に格付けされる商品群の中で税率が異なる場合には、購入する商品の構成が変わることによって取引額が変化するなど、人為的な要因によって投入係数が左右されるためである。

我が国においては、昭和45年表の作成に際して、付帯表として「商品税免除マトリックス」の作成が検討されたが、地方の商品税に関する資料が不備であったため、国税分だけの試算に終わったという経緯がある。その後は基本価格の取扱いについては検討されていないが、平成元年に「消費税」が導入されたことに伴い、平成2年表では、その表章の在り方を検討した（消費税の取扱いについては本節5(4)及び第2節2(2)参照）。

第2-2図 生産者価格評価表と購入者価格評価表

① 価格形成の流れ—仮設例—



(注) ①は、各段階における1トン当たりの価格である。

② 生産者価格評価表—ひな型—

(単位: 1,000円)

		中間需要			最終需要			需要合計	(控除)輸入	国内生産額
		製造業1	製造業2	製造業3	.....	消費	投資			
中間 商業	商品X	100	300	500	0	100	0	0	1,000	0
		0	45	50	0	30	0	0	125	0
		20	60	100	0	10	0	0	190	0
粗付 加価値										
	国内生産額	.....	.....	.....	.....					

(注) 第2-2図①の数字を表にしたものである。

③ 購入者価格評価表—ひな型—

(単位: 1,000円)

		中間需要			最終需要			需要合計	控除		国内生産額	
		製造業1	製造業2	製造業3	.....	消費	投資		輸入	マージン		
中間 商業	商品X	120	405	650	0	140	0	0	1,815	0	-125	-190
		(100)	(300)	(500)	0	(100)	0	0				
		(+20)	(+45)	(+50)	0	(+30)	0	0				
粗付 加価値		0	0	0	0	0	0	0	0	125	0	125
	国内生産額	.....	.....	.....	.....							

(注) 第2-2図①の数字を表にしたものである。商品Xの行には、商業マージン及び貨物運賃が含まれた取引額が計上されている。

(3) 輸入の扱いと表形式

ア 競争輸入型表と非競争輸入型表

取引基本表を作成する上で、輸入をどのように取り扱うかについては、大別して二つの方式がある。

一つは、同じ種類の財貨については、国産品と輸入品との区別を行わず、全く同じ取扱いをするものであり、この方式による取引基本表を「競争輸入型表」という。

これに対し、全く同じ種類の財貨であっても、国産品と輸入品とを区別して取り扱う方式によるものを「非競争輸入型表」という。

イ 我が国の表形式 一競争輸入型表、正確には「競争・非競争混合輸入型表」一

我が国の取引基本表は、原則として国産品の投入・産出と輸入品の投入・産出をまとめて計上する「競争輸入型表」である。しかし、各取引額には、輸入額が内数として別掲されているので、容易に「非競争輸入型表」に展開することができる。

また、我が国の産業連関表は、素材、大豆等の重要な輸入品について、国内生産額の大小に関係なく、輸入品の行部門を別掲している。したがって、我が国の取引基本表は、正確には、「競争・非競争混合輸入型表」ということができる。

「競争輸入型表」、「非競争輸入型表」及び「競争・非競争混合輸入型表」の表形式は、第2-3図のとおりである。

② 競争・非競争混合輸入型(ひな型)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	國内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	0	50
AC(輸入)	5	50	10	30	5	0	0	-100	0
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付 加価 値	10	15	55	35					
國内 生産額	50	100	160	150					

(注)商品Aについてのみ、輸入品が行部門として特掲されており、その他の商品B、C、Dについては国産品と輸入品の合計額が計上されている。

③ 完全非競争輸入型(基本型)(ひな型)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	國内 生産額
國 產	A	5	10	20	10	5	0	0	50
	B	10	10	30	10	20	10	10	100
	C	5	10	5	40	30	30	40	160
	D	5	5	15	15	55	25	30	150
輸 入	A	5	50	10	30	5	0	0	-100
	B	10	0	20	0	0	5	0	-35
	C	0	0	0	10	30	10	0	-50
	D	0	0	5	0	15	5	0	-25
粗付 加価 値	10	15	55	35					
國内 生産額	50	100	160	150					

(注)我が国においては、「輸入」の部分が付帯表(輸入表)として作成されることになっているため、上図のような完全非競争輸入型の取引基本表を作成することも可能となっている。

④ 非競争輸入型(簡略型)(ひな型)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	國内 生産額
A	5	10	20	10	5	0	0	-	50
B	10	10	30	10	20	10	10	-	100
C	5	10	5	40	30	30	40	-	160
D	5	5	15	15	55	25	30	-	150
輸入	15	50	35	40	50	20	0	-210	-
粗付 加価 値	10	15	55	35					
國内 生産額	50	100	160	150					

第2-3図 競争輸入型表及び非競争輸入型表

① 完全競争輸入型(ひな型)

	A	B	C	D	消費	投資	輸出	(控除) 輸入	國内 生産額
A	10	60	30	40	10	0	0	-100	50
B	20	10	50	10	20	15	10	-35	100
C	5	10	5	50	60	40	40	-50	160
D	5	5	20	15	70	30	30	-25	150
粗付 加価 値	10	15	55	35					
國内 生産額	50	100	160	150					

(注)粗付加価値部門を除く各マス目の数値は、国産品と輸入品との合計額である。

(注)輸入品の品目別内訳を示さず、部門別の合計額のみを示したものである。

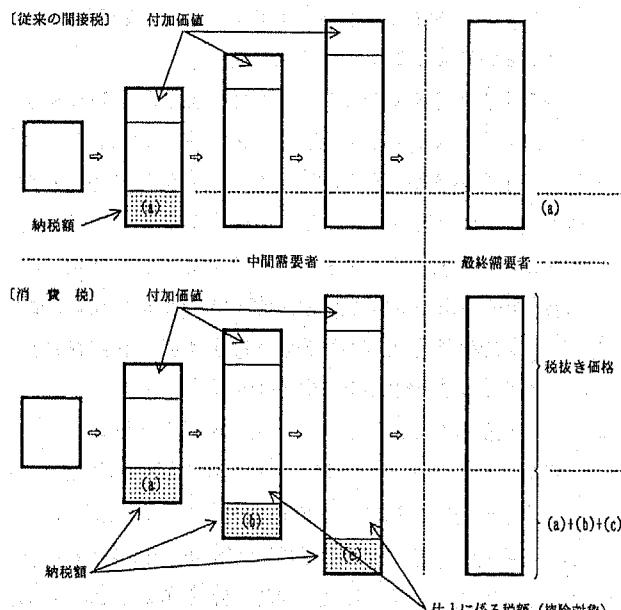
#### (4) 消費税の扱いと表形式

##### ア 消費税の性格

消費税は、第2-4図のとおり従来の物品税等のような特定の物品やサービスを課税対象とする個別間接税とは異なり、原則として、国内において行われるすべての商品（財貨及びサービス）のすべての取引段階において課税される多段階課税方式の間接税であると言われている。しかも中間取引段階において税が累積しないよう仕入れに係る税額が控除される。

産業連関表において、従来の間接税は、課税額（=納税額）が商品の価格に転嫁されて、中間需要、最終需要の区別なく税込みの価格により売買されることから、そのまま投入コストとして表示されていた。ところが、消費税は、中間需要部門における取引については、原則として、購入側（投入側）において仕入れに係る税額が控除される。産業連関表では、中間投入額は、結果としてネット価格（控除可能な税を除いた価格）で評価されることとなり、一般的にはこれに即した表示が必要とされると考えられる。

第2-4図 従来の間接税と消費税の違い



##### イ 消費税の表章形式

消費税の表章形式は、第2-5図のようなものがある。

##### (ア) グロス表

実際の取引額に基づき、そのまま税額を含めて作成される表を「グロス表」（又は「税込み表」）という。

税の記述をみると、内生部門に含まれる税は、原則として、その原材料を生産・販売した事業者において課税される一方、実際は累積排除のため控除さ

れていますにもかかわらず投入金額に含まれている（第2-5図① グロス表の例参照）。

##### (イ) 税抜き表

税が産業活動に対して完全に中立であるとするならば、取引数量に変化がないのに取引額を変化させ、結果として投入係数に影響を与える税は、投入係数の安定性を目指す産業連関表においては取り除く必要がある。このため、すべての取引において、取引額に占める税額を完全に取り除いて作成される表を「税抜き表」という（第2-5図② 税抜き表の例参照）。

##### (ウ) ネット表

次のような意味をもって作成される表を、「ネット表」と呼ぶこととする。

a 仕入金額に占める仕入れに係る税額のうち、控除可能な税のみを内生部門から取り除き、外生部門（粗付加価値部門及び最終需要部門）に上乗せして作成される表。

第2-5図 消費税の表章形式（ひな型）

##### ① グロス表の例

		中間需要					最終需要		国内			
		A	B	C	D	E	需要	消費	投資	輸出	輸入	
中間 投 入	A	824					824				-309 515	
	B		927				927			100	1027	
	C			1030			1030		103	200	1333	
	D	31					72	103	927	309	400	1739
	E			103	103		206	412	103			721
	中間投入	31	824	1030	1188	72	3090	1339	515	700	-309	5335
(b)		付加価値	470	200	300	600	630	2200				
(c)		納税額	14	3	3	6	19	45				
		国内生産	515	1027	1333	1739	721	5335				

(注) 1 免税となる輸出を除き、すべての取引において3%課税が行われ、完全に転嫁されていると仮定したもの。

2 実際は、非課税取引、免税業者の存在、輸出免税、簡易課税制度等があり、各マス目とも、必ずしも税抜き×1.03=税込み（グロス）とはならない。

##### ② 税抜き表の例

		中間需要					最終需要		国内			
		A	B	C	D	E	需要	消費	投資	輸出	輸入	
中間 投 入	A	800					800				-300 500	
	B		900				900			100	1000	
	C			1000			1000		100	200	1800	
	D	30					70	100	800	300	400	1700
	E			100	100		200	400	100			700
	中間投入	30	800	1000	1100	70	3000	1300	500	700	-300	5200
(b)		付加価値	470	200	300	600	630	2200				
(c)		国内生産	500	1000	1300	1700	700	5200				

### ③ ネット表の例

		中間需要					最終需要					国内	
		A	B	C	D	E	需要	調整	消費	投資	輸出	輸入	生産額
中間投入	A	800					800	24			-309	515	
	B		900				900	27		100		1027	
	C			1000			1000	30	103	200		1333	
	D	30			70	100	70	3	927	309	400		1739
	E			100	100		200	6	412	103			721
	中間投入	30	800	1000	1100	70	3000	90	1339	515	700	-309	5335
仕入控除		1	24	30	83	12	90						
付加価値		470	200	300	600	630	2200						
納税額		14	3	3	6	19	45						
国内生産		515	1027	1333	1739	721	5335						

- (注) 1 免税となる輸出を除き、すべての取引において3%課税が行われ、完全に転嫁されていると仮定したもの。  
 2 投資控除等の特殊要因は考慮していない。  
 3 最終需要部門における「調整」部門は、中間需要部門において販売される財に関し、購入者側で仕入控除される税額に相当する分を示したもの。  
 4 最終需要部門において負担した税額を示す列ベクトルを設けて、最終需要各項目を税抜きにすることも考えられる。

- b 免税事業者の仕入れに係る税額のように控除不能な税額は仕入価格の上昇分として投入額に織り込まれる（第2-5図③ ネット表の例参照）。

## 6 国内生産額

### (1) コントロール・トータル (CT)

部門別の国内生産額は、産業連関表の計数を推計する際に、まず、第1に推計される計数であり、基本的には当該産業の産出高（商品の生産高やサービスの売上高）をもって計測される。また、政府及び非営利団体の行う活動については、その経費の積み上げをもって生産額が計測される。

### (2) 国内概念

産業連関表の記録の対象は、一定期間内（通常、1～12月の1年間）に生産された中間生産物を含むすべての財貨・サービスであり、その生産の範囲は、いわゆる「国内概念」によって規定される。

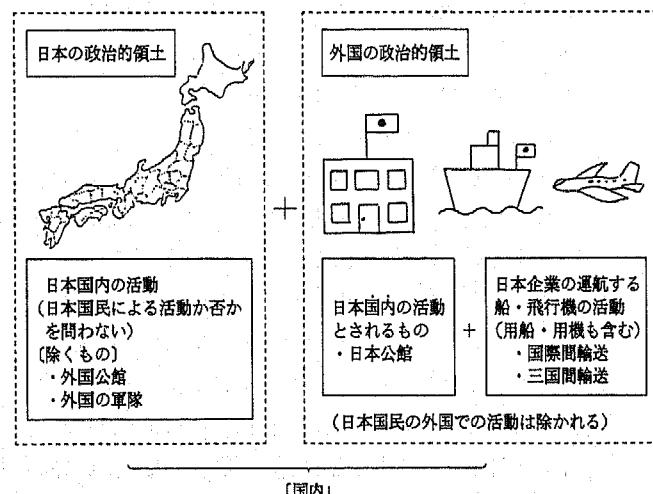
「国内」とは、「ある国の政治的な領土からその国に所在する外国政府の公館及び軍隊を除いたものに、政治的領土外に所在する当該国の公館及び軍隊を加えたもの」と定義され、産業連関表の把握対象は、我が国の政治的領土内において行われた生産活動に限定される。

例えば、我が国において行われた外国籍企業の活動は含まれるが、我が国の企業が外国で行った生産活動は除かれる。また、我が國の在外公館の活動は含まれるが、我が国に所在する外国公館や米国の軍隊等の活動は含ま

れない。

国際輸送に係る本邦運輸（保険）業者の活動は、対象となる貨物が輸出品、輸入品であるかの別及び支払者が居住者、非居住者であるかの如何を問わず、すべて生産活動（輸出）に含まれる（第2-6図参照）。

第2-6図 産業連関表における国内の範囲



「国内」

(注) 「国内概念」に対応するものとして「国民概念」がある。国民概念の生産とは、当該国の居住者主体（すなわち国民）が行った生産活動等の範囲を規定する場合に用いられるものである。

例えば、「国民総生産」GNPは、我が国の居住者主体（国内に居住している国民、1年未満海外に居住する国民、1年以上国内に居住しているすべての外国人）が生産要素（資本、労働）の提供の見返りとして受け取った所得の総額をいう。したがって、居住者主体が海外から受け取った雇用者所得、企業所得及び財産所得は国民総生産に含まれ、我が国の企業等が非居住者主体に支払った賃金、配当金等は含まれない。

### (3) 非営利活動による財貨・サービス

財貨・サービスは、市場において生産原価に見合う価格で取引が行われるのが通常の姿であるが、実際の経済活動の中では、政府や民間非営利団体が提供する財貨・サービスのように必ずしも生産原価が完全には回収されない価格又は無料で提供される財貨・サービスがある。

産業連関表は、このような政府及び非営利団体が提供する財貨・サービスを含み、その国内生産額は、原則として生産に必要な経費の積み上げをもって計測される。

### (4) 国内生産額の重複計算

#### ア 同一基本分類内

国内生産額の推計に当たっては、基礎統計から、商品又はアクティビティ（生産活動単位）別に詳細に作成された細品目（約5,200）ごとに国内生産額を推計

する。次に、これを基本分類部門ごとに積み上げて各部門の国内生産額を推計する。

このため、同一基本分類部門内で、ある品目が他の品目の原材料として使用されている場合には、その原材料の部分の国内生産額は重複して計上される。

なお、生産額の重複は、細品目を生産工程ごとに細かく分類すればするほど大きくなる。

#### 国内生産額の重複計算の例

基本分類：3211-03 ビデオ機器	
(細品目)	
ビデオ機器の部分品等	9300億円
ビデオ機器完成品	19700億円
計	29000億円

(注) 部分品を組み立てて、完成品を生産したとすると、19700億円の完成品の中には、9300億円の部分品が含まれ、基本分類ベースでみると、この分が重複計算となる。

#### イ 基本分類を統合した場合の重複

次に、自動車部品、自動車車体、自動車用内燃機関、自動車はそれぞれ別の基本分類で国内生産額が推計されているが、これらの部門を「自動車」として統合した場合、基本分類の自動車の生産額には原材料としての自動車部品や自動車用内燃機関が含まれているので、これら原材料部門の生産額の一部が重複して計上されることとなる。

このように、生産額の重複計上は、各部門ごとにみれば、部門分類を統合すればするほどその重複の度合いが高まることとなるが、基本分類を統合した場合、生産額の重複は、同一産業の行と列の交点に自部門投入として集積されるだけであり、統合によって産業全体としての生産額が変化する訳ではない。

#### (5) 自家消費の扱い

一貫工程の過程における中間製品であり、100%当該部門内で自己消費されるいわゆる自家生産・自家消費品は、原則として、生産額の記述の対象としない。ただし、一貫生産工程における銑鉄と粗鋼のように、直ちに次の生産工程に組み込まれて自家生産・自家消費されるものであっても、投入・産出構造が異なる場合には原則として、それぞれの商品ごとに分離し、生産額を計上する。

しかし、実際の推計に当たっては、工業統計などのように出荷ベースの統計によって各細品目ごとの国内生産額が推計される場合は、自家生産・自家消費品の生産額

を把握する方法がない（出荷されないので統計に計上されない。）ため、結果として、国内生産額には含まれないこととなる。このように、自家生産・自家消費品については、利用する基礎統計によって扱いが異なっている。

また、家計における自家生産・自家消費品については、農家における農畜産物及び一部の農産加工品を除き、計上されていない。

#### (6) 委託生産の扱い

取引基本表では、各部門の生産物が、自社販売であるか受託生産であるかにかかわらず、当該部門に、生産額並びにその生産に必要な中間投入及び付加価値を計上しなければならない。しかし、国内生産額推計の基礎資料として工業統計表を利用している部門では委託側の生産額とされるため、受託側の産業に計上される生産額は原材料等を含まない「加工賃収入」のみである。

一方、非製造業の委託主としては、商社、百貨店などが多いが、これらの産業の生産額は「売上高－仕入高＝マージン額」であり、その中間投入に委託生産のための購入材料費は計上されない。

その結果、何らの処理を行わないとすれば、原材料生産部門では商社等の委託生産用に販売した原材料の産出先がなくなり、受託生産部門では生産額が過小評価になる一方で、付加価値率が过大評価になる。

そこで、非製造業からの委託生産分については、次式により、加工賃収入額に付加価値率の逆数を乗じることにより原材料費等を含んだ生産額にふくらましを行う。

$$\text{生産額} = \frac{\text{加工賃収入額} \times \frac{\text{製品価格}}{\text{製品価格} - \text{原材料費}}}{\text{生産額}}$$

なお、各生産部門別非製造業からの受託生産による加工賃収入額の推計は、これまで繊維製品等の一部の部門に限定されていた。平成2年表では、工業統計表及び通商産業省の特別調査である「商品流通調査」結果に基づいて、委託生産を推計する対象部門の見直しを行ったが、資料等の制約もあり、新規の対象部門はなしとした。

#### (7) 国内生産の価格評価

「生産者価格評価表」における国内生産額の価格は、「実際価格」に基づく「生産者価格」で評価され、投入・産出額もこの価格に基づいて行われる。具体的には、次のとおりである。

① 製造工業品等は、生産者出荷額で評価する。生産者出荷額とは、本社及び営業所の経費や利潤配当分を含むいわゆる企業の工場出荷価格に相当する。

なお、販売価格を高めることとなる内国消費税などの間接税が含まれ、逆に、販売価格を下げる役割を果たしている政府からの経常補助金はマイナス項目とし

て計上される。

- ② 製造小売業の生産活動は、製造活動と小売活動を分離し、それぞれを該当する部門の国内生産額に計上する。
- ③ 中古品の取扱いに関しては、取引マージンのみが「コスト商業」として商業部門の国内生産額に計上される。
- ④ 事業所の区域が明確にならない産業、たとえば、林業、漁業、砂利採取業等の生産品については、生産地に最も近い市場における価格で評価する。  
なお、市場までの運賃は、「コスト運賃」として処理する。
- ⑤ 土地の取引に関しては、仲介手数料及び造成・改良費のみが、当該部門の国内生産額に計上される。
- ⑥ 削及び副産物の取扱いに関しては、原則として「マイナス投入方式」によって処理される。したがって、削及び副産物の発生額は国内生産額としては計上されない（本章9(3)参照）。
- ⑦ 間接税のうち、財貨の生産段階で課せられる税は、直接の納税者である生産部門の生産額に含め、流通段階で課せられる税は、商業の生産額に含める（ただし、軽油引取税については、同一工程で生産される他の石油製品との関係を考慮し、特にこれを生産段階での課税として処理することとする。）。
- ⑧ 自家生産・自家消費品の生産者価格評価は、市中の製品価格を基準とする。
- ⑨ 半製品・仕掛品の在庫増減についての価格評価は、原則として年初と年末の平均価格によって行う。
- ⑩ サービスは、サービスの提供を受けるものが負担する価格で評価する。サービスは、生産者価格と購入者価格が同額となる。
- ⑪ 帰属計算を行う金融、保険、住宅賃貸料等の部門の生産額の評価は、帰属計算による額とする（本節9(4)参照）。
- ⑫ 政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の生産額の評価は、原則としてその経費の総額によるものとする。

## 7 中間需要と最終需要の取引の計上方法

### (1) 中間需要部門

取引基本表の内生部門に示されている各マス目の数値は、基本的には各部門間で行われた財貨・サービスの取引額を表している。ただし、内生部門に掲げられた取引額は、正確にはその年の生産に必要とされた財貨・サービスの「消費額」を意味しており、その年に行われた取

引額（購入額）がそのまま計上されるのではない。

### (2) 資本財の取引

耐用年数が1年以上で購入者価格の単価が20万円以上のいわゆる資本財については、建設部門がその建設活動の中間財として購入した場合（「建設迂回」という）や船舶等に組み込まれた場合（造船迂回）を除き、どの部門が購入した場合でも、内生部門の取引額としては計上せず、すべて最終需要部門の「国内総固定資本形成」に計上する。どの部門がどのような資本財をどれだけ購入したかについては、別途、付帯表として作成される「固定資本マトリックス」によって明らかにされている。

なお、各列部門における資本財の使用に伴うその年の減価分、いわゆる減価償却費については、粗付加価値部門の「資本減耗引当」の欄に計上される。

（注）「建設迂回」：建設活動に伴い、例えばエレベータやボイラなどの資本財が、建設業の活動を迂回して（すなわち、建設業者がこれらの資本財を原材料として中間投入して）資本形成されることをいう。

### (3) 在庫

対象年次（例えば、平成2年）に生産された製品のうち、どの部門にも販売されず、かつ、自家消費もされなかったものについては、最終需要部門の「生産者製品在庫純増」に計上する。また、半製品及び仕掛品については、当該年の生産活動に係る分（当年末残高－前年末残高）が「半製品・仕掛品在庫純増」に計上される。

当該年に購入された原材料のうち、その年に使用されなかったものについては、「原材料在庫純増」に計上されるが、この場合、その原材料を購入した産業（行）部門との交点に計上するのではなく、その商品の属する行部門との交点に計上されている。

卸売・小売業が販売のために仕入れ商品のうち販売されなかったものは、「流通在庫純増」として、これも商品の属する行部門との交点に計上される。

以上のどれにも該当しない在庫は、「所在不明在庫純増」に計上される。

このように、在庫増減については、在庫の記述対象となる商品の属する行部門と各在庫純増列部門との交点に計上されており注意を要する。

## 8 輸出及び輸入の価格評価

### (1) 普通貿易の輸出品

普通貿易の輸出品は、生産者価格評価表の場合は、国内向けの財貨と同様、工場渡しの生産者価格で評価し、購入者価格評価表の場合は、本船渡しのFOB (free on

board) 価格で評価する。

推計資料として用いられている「日本貿易統計」(大蔵省)は、普通貿易の輸出品がFOB価格で表示されているため、購入者価格評価表の場合にはそのまま利用することができるが、生産者価格評価表の場合には、FOB価格から、別途、工場から本船までの間にかかった商業マージン及び貨物運賃を差し引いた価格によって評価する。

### (2) 普通貿易の輸入品

普通貿易の輸入品は、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合も、海上運賃及び保険料が含まれたCIF (cost, insurance and freight) 価格で評価する。

推計資料として用いられている「日本貿易統計」のCIF価格は、税関長が週毎に公示する為替相場によって円ベースに換算されたものである。

なお、取引基本表の各セルの輸入品の取引額はCIF価格に関税及び輸入品商品税(消費税も含む。)を加えたものが計上されている。

### (3) 特殊貿易及び直接購入の輸出入

特殊貿易及び直接購入の輸出入、すなわちサービスの輸出入及び普通貿易に計上されない財貨の取引額については、推計資料の大部分が四半期ごとのものであるため、その取引額の評価は、第2-3表のように原則として経済企画庁が国民経済計算の作成に用いる為替レートにより推計する。

(取引の流れ)

A 部門

① 100  
↓

運輸  
(+10)

② 110  
↓

商業  
(+20)

③ 130  
↓

運輸  
(+10)

④ 140  
↓

B 部門

#### (1) そのまま表示した場合

	A	B	商運業輸	最終需要	國生産内額
A			100		
B					
商業			130		
運輸			10	10	
付加価値					
國内生産額					

(注) 商業部門からB部門に産出された130単位の商品Aは、厳密には運輸及び商業活動による付加価値10単位及び20単位の計30単位が附加された別種の商品Aであるということになる。

第2-3表 平成2年表での為替レート

月	1~3月	4~6月	7~9月	10~12月
円/\$	147.90	155.25	145.23	130.84

### 9 特殊な扱いをする部門

取引基本表の各部門の中には、1968年SNAの概念に基づき、あるいは、産業連関分析や表作成の都合上、特殊な扱いをしている部門がある。以下、それらの部門について説明する。

#### (1) 商業及び運輸部門の活動の推計方法

取引基本表は、部門間の取引実態を記録しようとするものであるが、現実の取引活動は、通常、商業及び運輸部門を経由して行われるものが大部分である。もし、これを取引の流れに従って忠実に記録しようとすれば、部門間の取引関係は非常にわかりにくいものとなる。例えば、第2-7図のように、A部門が生産した商品100について、商業を経由してB部門が購入した場合の商品の取引の流れをみると、

- ① まず、A部門から運輸を経由(運賃: 10)して商業に販売される。
- ② 商業の購入価格は110である。
- ③ 次に、商業はマージン(マージン: 20)を加えた上で、再び運輸を経由(運賃: 10)してB部門に販売す

第2-7図 商業及び運輸部門の取扱い

#### (2) 実際の表示方法(生産者価格評価表)

	A	B	商運業輸	最終需要	國生産内額
A			100		
B					
商業			20		
運輸			20		
付加価値					
國内生産額					

(注) 「購入者価格評価表」では、列Bと行Aの交点は140になり、Bと商業及び運輸との交点はコスト商業、コスト運賃を除き0になる。

る。

④ B部門の購入価格は140である。

このような取引過程をそのままの形で記録すると、第2-7図の(1)のようなものとなり、AとBとの関係を読み取ることが非常に困難なものとなってしまう。

このような欠点を避けるため、産業連関表では、商業・運輸部門を経由させないで、部門間（例えばA部門とB部門）で直接取引が行われたかのように記述し、商業マージン及び国内貨物運賃を需要先別に一括計上することとしている。

具体的には、購入者価格評価表では、A部門の財をB部門が購入するまでに、何回流通業者の手を経ようと、AとBの交点に、A部門の出荷価格（生産者価格）とそれまでに要した流通経費（商業マージンと運賃）の合計を一括計上する。

生産者価格評価表では、取引の過程で付加された国内貨物運賃及び商業マージンを、購入者側の部門（B）と運輸及び商業の交点に一括計上する。

## (2) コスト商業とコスト運賃

上記(1)のような通常の流通経費とは別に、直接的な費用として処理される特別な運輸活動及び商業活動があり、これらの経費については、生産者価格評価表及び購入者価格評価表のいずれの場合においても、「コスト運賃」と「コスト商業」として、各列部門の生産活動に要したコストとして、それぞれ行部門の「運輸」及び「商業」との交点に計上する。通常の流通経費ではないので、特殊コード（前述2(5)）の6及び7はつかない。

### ア コスト商業

(ア) 輸入商品はCIF価格で評価されるが、商品の輸入業務に関連する外国商社の代理店からのサービスの提供は、CIF価格に含まれず、そのサービスの対価としての代理店への手数料支払いとして扱われる。

このような、支払いは、商業の輸入として「特殊貿易（輸入）」に計上されるが、これを「卸売」部門が投入する「コスト商業」として扱い、その産出先（列部門）を卸売業とする。輸出商品の受取代理店手数料についても同様の扱いである。

(イ) 外国商社の代理店からのサービスの提供は、國際収支表では「代理店手数料の支払い」として計上されている。

(ウ) 同一部門内での中古品の取引額は、取引基本表では取引マージンのみが「コスト商業」として計上される。

具体的には、家計同士での中古乗用車等の取引や固定資本形成に該当する企業間での中古バス・ト

ラック等の取引に係る仲介業者のマージンがこれに相当する。この場合、中古品自体は当期の生産物ではないので、産業連関表への記録の対象とはならないが、中古品の取引に伴う商業活動は当期の活動であり、したがってその取引マージンのみを計上すると考える（第2-8図）。コスト商業は特殊コードは付かない。

第2-8図 家計が新車又は中古車を購入した場合の例

① 新車 本体価格 = 250万円

商業マージン = 50万円

購入者価格 = 300万円

家計

自動車	250
商業	50
	商業マージン

特殊コードは6が付く

② 中古車 本体価格 = 150万円

商業マージン = 50万円

購入者価格 = 200万円

家計

自動車	150
商業	50
	コスト商業

特殊コードは付かない

### イ コスト運賃

(ア) 生産工程の一環として行われる輸送活動（つまり、生産活動のためのコストの一部を形成する輸送活動）に伴う経費

a 木材のように、集荷場において生産者価格が決定される商品について、それぞれの生産地から集荷場又は卸売市場等の生産者価格が決定される場所までに要した費用

b 鉄鋼や船舶のように、その生産のために大規模工場内において、原材料や半製品等を移動させる

### ために要した費用

#### c 建設用機械や足場等のような生産設備を移動させるために要した費用

(1) 引越荷物、旅行手小荷物、郵便物、中古品、靈柩、廃棄物及び廃土砂などのような、商品とは考えられないようなものに係る輸送費用

自動車輸送の中で大きな比重を占める廃棄物、廃土砂は、産業連関表においては「屑」ではなく、取引の対象とはならない無価値の物として扱っており、それらを輸送するために要した費用については、それらを発生させている部門の「コスト運賃」として、運輸部門との交点に計上する。つまり、ある産業にとって、廃棄物・廃土砂の処理(輸送業者への支払)は、当該産業の生産のためのコストの一部と考える。

引越荷物・旅行手小荷物については、部門間の取引を伴う(運賃を発生させる)ものではなく、引越者や旅行者の所有物について、荷物の場所の移動を行うものであり、その輸送費用は、引越者や旅行者のコスト運賃となる。

中古品の扱いについては、コスト商業と同様に考える。

なお、「宅配便」の扱いについては、その扱う貨物の取引内容によって、国内貨物運賃として流通経費扱いとするか、コスト運賃扱いにするかが分かれれる。産業部門間の取引に伴う輸送手段として宅配便を使えば、国内貨物運賃となるが、旅行者が旅先で購入した土産物を、旅行者自らが自宅なり友人に送付すれば、家計のコスト運賃となる。企業活動において、本社・支社間の書類や磁気テープの受渡しに宅配便を利用すれば、それは当該企業のコスト運賃となる。

### (3) 屑及び副産物等

ある一つの財貨の生産に当たって、生産技術上必然的に、目的とした財貨のほかに、別の財貨が一定量だけ生産される場合がある。その財貨を主生産物として生産する部門が他にある場合にはこれを「副産物」といい、ない場合には「屑」という。

(注) 類似の言葉に「副次生産物」がある。副次生産物は、主生産物と生産技術的な結合関係はないが、主生産物と併せて生産される場合に、そのウエイトの低い方をいう。副次生産物は、アクティビティベースの分類により、それぞれ別部門の生産物として計上される。

産業連関表は、アクティビティベースの分類により作成されることから、原則として一つの生産物を対応させ

る必要がある。そこで、屑及び副産物については、特殊な扱いが必要となる。

#### その取扱い方式として

##### ① 一括方式

##### ② トランスマーケット方式

##### ③ マイナス投入方式(ストーン方式)

##### ④ 分離方式

の四つがある。我が国では、原則として、「マイナス投入方式」によって処理することとされているが、「一括方式」及び「トランスマーケット方式」も部分的に採用されている。

以下、四つの方式について、「都市ガス部門が主生産物として都市ガスを100単位生産し、副産物としてコークスを10単位生産し、都市ガスを家計に、コークスを銑鉄部門にそれぞれ販売している場合」を例として、その表章方法を説明する(第2-9図)。

#### ア 一括方式

主生産物の都市ガスと副産物のコークスとを区別せずに、一括して、都市ガス部門の生産額を、都市ガス(100)+コークス(10)=110として計上する考え方である。銑鉄部門に販売されたコークス(10)は、表上は、都市ガスの販売として記録される。

都市ガス部門におけるコークスの生産が、コークス部門に対して何ら影響をもたらさないという前提を置くことになるが、副産物が量的にわずかな場合には、この方式も便宜的に許されるであろう。

我が国の取引基本表では、畜産部門の「きゅう肥」等が一括方式によって処理されている。

#### イ トランスマーケット方式

都市ガス部門は、副産物であるコークス(10)をいったんコークス部門に産出し(トランスマーケット)、コークス部門を経由して銑鉄部門に産出させる方式である。

都市ガス部門で発生したコークスは、都市ガス部門にもコークス部門にも国内生産額として計上されることとなる。

我が国の表では、新聞、出版、放送の各部門における「広告」がこの扱いとなっている。

この方式は、分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要は、コークスに対して影響を及ぼさないが、コークスに対する需要は、都市ガスの生産を誘発するという結果を引き起こすこととなる。

#### ウ マイナス投入方式(ストーン方式)

都市ガス部門の生産は、都市ガスのみの100とし、都市ガス部門(列)は副産物として発生したコークス10を、コークス部門からマイナス投入(つまり購入で

なく販売)したこととし、銑鉄部門は、コークス部門から10を投入する方式である。コークス部門(行)からみれば、副産物の発生部門(列)にマイナス、消費部門(列)にプラスが計上され、副産物分のコークスの产出額は差引き0になる。

この方式では、都市ガス部門で発生したコークスは、行、列いずれにも国内生産額としては計上されないこととなる。この方式は、提唱者(リチャード・ストーン)の名前を冠して「ストーン方式」とも言われている。

分析上の観点からみると、都市ガスに対する需要は、コークスの供給を増加させ、結果としてコークスの部門の生産を抑制することとなるが、コークスに対する需要は、都市ガス部門の副産物のコークスではなく、専業のコークスに対する需要分のみが波及計算の対象となり、都市ガスの生産に対しては直接の影響を及ぼさない形となる。

この方式によれば、副産物としてのコークスが専業としてのコークスよりも競争力が強い場合には、より経済の実態に近い形を表すが、都市ガスに対する需要が大きく、コークスに対する需要が小さい場合には、コークス部門の生産をマイナスにしなければ需要バランスがとれないという不都合が生じる。

我が国の表では、屑・副産物は、原則として、この扱いとなっている。

### エ 分離方式

都市ガス部門の生産活動を、主生産物である都市ガスの生産活動と副産物のコークスの生産活動に分割して、それぞれに計上するという方式である。

この方式の場合、都市ガスとコークスは、本来、分割することのできない生産活動であり、形式的にこれを分割したとしても、両者の产出構成は同一の比率を保つはずであるが、都市ガスとコークスに対する需要の比率が異なることによって、見かけ上、产出構成が変化してしまうことになる。

我が国の取引基本表では、この方式は用いられていない。

第2-9図 屑及び副産物の表章形式

#### ① 一括方式

	都ガ ... 市ス	コク ... ス	銑 ... 鉄	家消 ... 計費	国生 ... 内額
都 市 ガ 斯			10	100	110
コーク ス					
銑 鉄					
国 内 生 产 额				110	

#### ② トランスマスター方式

	都ガ ... 市ス	コク ... ス	銑 ... 鉄	家消 ... 計費	国生 ... 内額
都 市 ガ 斯		10		100	110
コーク ス			10		(10)
銑 鉄					
国 内 生 产 额				110 (10)	

#### ③ マイナス投入方式

	都ガ ... 市ス	コク ... ス	銑 ... 鉄	家消 ... 計費	国生 ... 内額
都 市 ガ 斯				100	100
コーク ス		-10	10		(0)
銑 鉄					
国 内 生 产 额				100 (0)	

#### ④ 分離方式

	都ガ 市ス	コク ス	銑 鉄	家消 計費	国生 産内額
都 ガ ス				100	100
コー ク ス			10		(10)
銑 鉄					
⋮					
国 内 生 産 額	100	(10)			

#### (4) 帰属計算部門

「帰属計算」は、見かけ上の取引活動は行われていないが、実質的な効用が発生し、その効用を受けている者が現に存在している場合について、その効用を市場価格で評価し、その効用を発生させている部門の生産額として計算することをいう。産出先は、その効用を受けている部門である。

##### ア 狹義の金融部門

金融部門の活動は、次の二つに大別される。

###### ① 預貯金の管理、受付及び融資業務

…………… 金融（帰属利子）部門

###### ② 金融証券の発行・引受け、信託及び信用保証等の業務

…………… 金融（手数料）部門

このうちの前者の「金融（帰属利子）」部門について、帰属計算を行う。

金融（帰属利子）部門の国内生産額は、

$$\text{帰属利子} = \text{貸付金に対する受取利子}$$

$$- \text{預貯金に対する支払利子}$$

として計算される。

帰属利子の産出先については、産業連関表の中間需要部門である各産業部門であり、貸出残高に応じて配分される。

金融機関は、①預金の流動性を変化させて、より長期の資金として貸付け先に供給し、②企業に対して融資のルートと資金の集中を確保する等のサービス活動を行っていることから、帰属利子の効用は主として貸付け先（資金需要者）が享受しているものと考えられるためである。

なお、帰属利子は内生部門にだけ産出され、自動車ローンや教育ローン等家計への貸出残高であっても、

家計への産出を計上しないのは、1968SNAとの整合性を図るためである。住宅ローンは、家計の住宅ローンに関する貸出残高に応じた帰属利子が「住宅賃貸料」部門に計上される。これは、家計の保有する住宅はすべて帰属家賃による帰属計算が行われており、住宅の所有者は、内生部門の「住宅賃貸料」部門として扱われるためである。

##### イ 生命保険及び損害保険

生命保険及び損害保険の部門は、[(受取保険料+資産運用益)-(支払保険金+準備金純増)]で計算される帰属保険サービスを生産しているものとして扱う。その産出先は、生命保険については、全額が家計消費支出であり、損害保険については、家計消費支出のほか、内生部門に対しても産出される。

##### ウ 政府建物に係る資本減耗引当

公務・教育等の部門における減価償却を行っていない政府建物についても、減価償却分を帰属計算し、「資本減耗引当」に計上している。

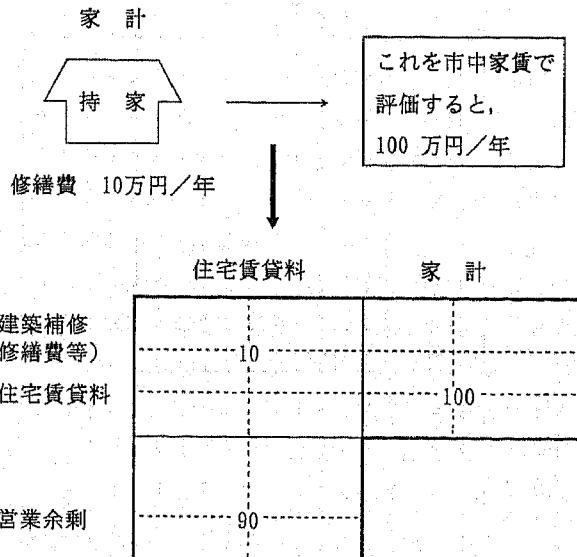
したがって、これらの部門の生産額は、[費用額合計+資本減耗引当(帰属計算分)]となる。

##### エ 持家及び給与住宅に係る住宅賃貸料

1968SNAでは、実際には家賃の支払いを伴わない持家住宅や給与住宅についても、通常の借家と同様、家賃を支払って借りて住んでいるとみなす扱いをしている。したがって、産業連関表においても同様の扱いとなっている。

なお、帰属家賃と住宅賃貸料の表章形式は第2-10図のとおりである。

第2-10図 帰属家賃と住宅賃貸料の表章形式



持家住宅及び賃貸住宅について、その家賃を市中の粗賃料で評価し、「住宅賃料」部門の国内生産額として帰属計算し、全額を家計に算出している。その投入内訳は、住宅の維持コスト以外が営業余剰に計上される。

#### (5) 仮設部門

産業連関表の内生部門の各部門は、アクティビティに基づき設定されるが、の中には、独立した一つの産業部門とは考えられないものがいくつか含まれている。これらは、取引基本表を作成するまでの便宜や利用目的を考慮して設けられたものであり、「仮設部門」として表章されている。

なお、仮設部門は、基本分類コードの末尾に「P」という識別符号を付している。

#### ア 事務用品

各部門で共通的に使用されている鉛筆、消しゴム、野紙等の事務用品は、企業会計上では、一般に消耗品として一括処理されることが多いため、これらを生産する各部門は、当該品目を一旦「事務用品」部門へ産出し、各需要部門は、これらを「事務用品」部門から一括して投入する。

なお、事務用品部門をたてない場合とたてる場合の表章形式は、第2-11図のとおりである。事務用品部門を仮設部門として特掲することは、その限りにおいて独立した生産活動としての地位を認めたこととなり、表全体の国内生産額は、事務用品の分だけ大きくなるので、注意を要する。

第2-11図 事務用品の表章形式

#### ① 事務用品部門をたてない場合

A 産業	
原 料 1	30
原 料 2	20
鉛 筆	5
野 紙	5
粗付加価値	40
生 産 額	100

#### ② 事務用品部門をたてる場合

A 産業	事務用品
原 料 1	30
原 料 2	20
鉛 筆	5
野 紙	5
事務用品	10
粗付加価値	40 0
生 産 額	100 10

(注) 1 鉛筆、野紙を一旦「事務用品」に産出。

需要部門Aは、「事務用品」という複合商品を購入。

2 事務用品部門の付加価値は0(計上しない)。

3 表全体でみた場合、生産額は、仮設部門の事務用品の10の分だけ大きくなる。

#### イ 自家活動部門

##### (ア) 自家活動部門の意味

企業が生産活動を行う上で、ある産業分野の活動を自社内で賄なってしまう場合がある。例えば、輸送活動、会員活動、自社内教育、自社内研究開発、広告活動、情報処理サービス等である。

産業連関表は、アクティビティでの分類を原則とすることから、こうした自家活動は、厳密にいえば、それぞれ運輸業や教育、研究、情報処理の各部門に格付けされるべき生産活動である。しかし、これらの活動については、通常、各部門における活動の一部としてその中に埋没した形で行われているため、これらだけを切り離してその全体的な投入構造を把握することは、ほとんど不可能である。

このため、本来の部門との対比及び生産波及分析等を可能にするため、自家活動を「仮設部門」として独立させている。

##### (イ) 表章形式

自家活動に必要な財貨・サービスを一旦自家活動部門(仮設部門)に産出して、各需要部門は財貨・サービスが一括された「自家活動」という商品を購入することとなる。投入費用の推計は、内生経費のみである。

なお、自家輸送部門をたてない場合とたてる場合の表章形式は第2-11図のとおりである。これらの自家部門を仮設部門として特掲することは、その限

りにおいて独立した生産活動としての地位を認めしたこととなり、国内生産額がそれだけ大きくなるので、注意する必要がある。

第2-12図 自家輸送部門の表章形式

① 自家輸送部門をたてない場合

A産業		
原 料 1	25	
原 料 2	20	
石 油	15 〔うち原材料 5〕 輸送用 10	
粗付加価値	40	
生 産 額	100	

② 自家輸送部門を仮設部門とした場合

A産業		自家輸送
原 料 1	25	
原 料 2	20	
石 油	5	10
自家輸送	10	
粗付加価値	40	0
生 産 額	100	10

(注) A産業が自家輸送として石油を10単位使用している場合について、自家輸送を仮設部門として独立させると、投入された石油10単位のほか、自家輸送部門の10単位が新たに国内生産額として計上されることとなる。

ウ 鉄屑及び非鉄金属屑

屑及び副産物は、原則としてマイナス投入方式によって処理される。この場合、副産物については、それを主産物とする部門(行)が存在するので処理できるが、「鉄屑」及び「非鉄金属屑」については、そもそもこれらを主産物とするような部門がないため、発生及び投入の処理ができないこととなる。このため、行部門についてのみ、仮設部門として「鉄屑」及び「非鉄金属屑」部門を設けて処理する。

なお、他の屑については、関係の深い原材料部門(例えば、「古紙」については、「パルプ」、「ガラスびん」については「その他のガラス製品」)に格

付けて処理している。

(6) 使用者主義と所有者主義

ア 使用者主義と所有者主義の概念

物品質貸業が扱う生産設備に係る経常費用等の取扱いについては、「使用者主義」と「所有者主義」の二とりの方法がある。

「使用者主義」は、所有者が誰であるのか、経費を直接負担したのが誰であるのかを問わず、その生産設備等を使用した部門にその経費等を計上するという考え方である。このため、賃貸業者から賃借を受けた生産設備については、その使用部門が賃借料に相当する維持補修費、減価償却費及び純賃借料(粗賃借料から維持補修費と減価償却費を控除したもの)を、当該部門の経費又は営業余剰(純賃借料部分)として計上することとなる。したがって、賃貸部門は部門として成り立たない。

一方、「所有者主義」は、実態に即しその生産設備を所有する部門にその経費等を計上するという考え方であり、賃貸部門を立てる。所有者主義では、物品質貸料収入の総額が物品質貸部門の生産額(CT)となり、各生産部門は物品質貸料(支払)を物品質貸部門からの中間投入として計上することとなる。

イ 分析上のメリット・デメリット

従来の我が国産業連関表においては、「使用者主義」を原則としてきた。これは、産業連関表がアクティビティベースによる部門設定を基本とし、各部門別の付加価値もそのようなベースでとらえようとしたことがある。この扱いによって、生産と生産のための資本が一体として扱われるようになるとともに、投入係数の安定性も増大するという利点があった。

しかし、生産設備の中には、その大部分がレンタル又はリースによって設置されているものがある。一方、物品質貸業が産業全体の中で無視し得ないウエイトを有するにいたっており、産業連関表の中において部門を設定し、生産額及び付加価値を計上する必要が生じてきた。

ウ 我が国表での扱い

昭和60年表までは、物品質貸業のうち、「電子計算機・同関連機器質貸業」、「事務用機械器具(除電算機等)質貸業」、「貨自動車業」の3部門及び「不動産質貸業」については、「所有者主義」により推計し、日本標準産業分類の「各種物品質貸業」及び「産業用機械器具質貸業」に相当する範囲は、「使用者主義」により推計してきた。

しかし、平成2年表においては、上記のように物品

賃貸業のウエイトの高まりに伴い、これを独立部門としてとらえる必要があること、一方、「使用者主義」による推計は基礎統計の現状からみて非常に困難となっていることから、物品賃貸業を全面的に「所有者主義」で扱うこととした。

なお、使用者主義と所有者主義による表章形式の違いは、第2-13図のとおりである。また、ファイナンシャル・リースについては、物品賃貸業の活動として扱い、そのリース対象物件も「所有者主義」で計上される。

第2-13図 使用者主義と所有者主義の表章形式

例：A産業が物品賃貸業からリース料100で  
産業用機械のリースを受けている場合

- ① 使用者主義（あたかもAが自己所有の機械を使用しているように記述）

A	
機械修理	15
営業余剰	65
資本減耗引当	20
生産額	

（注）Aの本来的な活動コストのほかに、リース会社のコストがオアンされる。

- ② 所有者主義（機械の所有者は物品賃貸業として記述）

A 物品賃貸業	
機械修理	15
物品賃貸業	100
雇用者所得	50
営業余剰	15
資本減耗引当	20
生産額	100

（注）通常のサービスの購入と同じ表章形式。

- (7) 政府活動

いわゆる「政府活動」は、「生産活動主体分類」（本節2(4)参照）によって①産業（のうち「公的企業」）、②対家計民間非営利サービス生産者、③政府サービス生産者の活動に大別されるが、一般的の産業と比べて、その活

動の基本原理が異なる等のため、特殊な扱いが行われている。

#### ア 産業のうち「公的企業」

「公的企業」などのように「産業」に格付けられたものについては、一般的の商品生産活動と全く同じように取扱われている。

イ 「対家計民間非営利サービス生産者」及び政府サービス生産者のうちの「非公務」

(ア) 「対家計民間非営利サービス生産者」及び「非公務」の国内生産額は、経費総額をもって計測され、営業余剰は計上されない。

(イ) 産出先は、当該部門のサービス活動に対して産業又は家計から支払われた料金相当額をその受益部門（つまり産業又は家計）に計上し、残りの額を「中央・地方政府消費支出」又は「対家計民間非営利団体消費支出」に計上する。

なお、対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式は第2-14図のとおりである。

#### ウ 政府サービス生産者のうちの「公務」

(ア) 中央及び地方政府の一般行政活動を内容とする「公務」についても、経費総額をもって国内生産額が計測される。

(イ) 産出先は、ほとんどが中央又は地方政府消費支出である。

第2-14図 対家計民間非営利サービス生産者の活動の表章形式

例：私立大学が100の活動をしている場合。  
うち授業料収入は60とする。

	家計	対家計	消費	民間	支出	非営利
私立大学						
雇用者所得			60	40		100
営業余剰						
生産額						100

- (8) 分類不明

#### ア 分類不明の意味

「分類不明」は、一般的に、いずれの部門にも属さ

ない取引活動をひとまとめにして計上するためのものであるが、産業連関表では、このような意味合いのほか、行及び列部門の推計上の残差の集積部門としての役割も持たせている。

- イ 産業連関表における二面等価調整と分類不明  
行及び列部門の推計上の残差には、内生部門の残差と外生部門の残差の両方が含まれるが、我が国の産業連関表では「分類不明」を内生部門として位置付け、「分類不明」の行計と「分類不明」の列計の不一致、つまり最終的な全体誤差を「営業余剰」の行と「分類不明」の列の交点で調整している。

## 第2節 平成2年(1990年) 産業連関表の特徴

### 1 平成2年(1990年)産業連関表の基本フレーム

#### (1) 期間、対象及び記録の時点

平成2年の1年間の我が国における財貨・サービスの生産活動及び取引が対象である。記録の時点は、従前と同様、原則として「発生主義」である。

#### (2) 値格評価

ア 取引活動は、従前と同様、生産及び取引の時点の金額による価格評価である。

イ 国内生産額の価格評価は、従前と同様、「実際価格」に基づく評価である。

ウ 輸出入品の価格評価については、従前と同様、普通貿易の輸入はCIF価格、普通貿易の輸出はFOB価格の評価である。

エ 消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含むいわゆる「グロス表示」である。

#### (3) 取引基本表の基本構造

ア 取引基本表は、従前と同様、商品(行)×商品(列)の表とし、1次統計資料を基に直接作成されている。

イ 表形式は、従前と同様、生産者価格評価表と購入者価格評価表の両方が作成されている。

ウ 輸入の取扱いは、従前と同様、「競争・非競争混合輸入型」である。

エ 肩・副産物の取扱いは、従前と同様、原則として「マイナス投入方式」である。

#### (4) 部門分類

##### ア 基本分類及び統合分類

(ア) 基本分類は、行527部門及び列411部門である。

(イ) 統合分類は、統合小分類(187部門)、統合中分類

(91部門)及び統合大分類(32部門)である(第5章参照)。また、産業連関表のひな型として、13部門も設定している。

##### イ 最終需要部門と粗付加価値部門

- (ア) 最終需要部門及び粗付加価値部門に、従前と同様、家計外消費支出が設定されている。  
(イ) 最終需要部門に輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税を計上するための「調整項」を設けている。なお、調整項の計数は、32部門表及び13部門表では輸出に統合されている。

##### (5) 特殊な取扱い

###### ア 帰属計算

従前と同様、次のものについて帰属計算が行われている。

- ① 金融の帰属利子  
② 生命保険及び損害保険の帰属保険サービス  
③ 政府建物に係る資本減耗引当  
④ 持家住宅及び賃与住宅に係る住宅賃貸料

###### イ 仮設部門及び自家部門の設定

従前と同様、商品の性格、表の作成・利用上の便宜等を考慮して、次の仮設部門及び自家部門が設定されている。

- ① 事務用品  
② 鉄屑及び非鉄金属屑  
③ 自家用旅客自動車輸送及び自家用貨物自動車輸送  
ウ 物品賃貸業の取扱い

物品賃貸業については、昭和60年表までは、原則として「使用者主義」により推計されてきたが、平成2年表では、物品賃貸業をすべて「所有者主義」による推計に変更された。

なお、「不動産賃貸業」及び「労働者派遣サービス」についても、所有者主義で推計されている。

##### (6) 付帯表の作成

平成2年表の付帯表として、従前と同様、次の表が作成されている。

- ① 商業マージン表  
② 国内貨物運賃表  
③ 輸入表  
④ 肩・副産物発生及び投入表  
⑤ 物量表  
⑥ 雇用表(生産活動部門別従業者内訳表)  
⑦ 雇用マトリックス(生産活動部門別職業別雇用者数表)  
⑧ 固定資本マトリックス  
⑨ 産業別商品産出構成表(V表)  
⑩ 自家輸送マトリックス

## 2 平成2年(1990年)産業連関表の特徴

### (1) 部門分類の変更等

#### ア 物品賃貸業部門(所有者主義による推計)

① 物品賃貸業については、昭和60年表までは、生産活動と生産のための資本を一体的にとらえるという観点から、一部を除き「使用者主義」で推計・表章されてきた。しかし、使用者主義による推計・表章では物品賃貸業の生産額や粗付加価値額が産業部門として計上されないので、物品賃貸業の活動を産業連関表上補足出来なかった。また、使用者主義の推計を行う場合、使用部門における賃貸物品に係る経費内訳等の推計基礎資料もほとんど整備されていない状況にあった。そこで、平成2年表では、これをすべて「所有者主義」による推計に変更することとし、基本分類で次の行6部門、列2部門が設定された。

(列)8513-01	物品賃貸業(除貸自動車)
(行)8513-011	産業用機械器具(除建設機械器具)賃貸業(新設)
-012	建設機械器具賃貸業(新設)
-013	電子計算機・同関連機器賃貸業
-014	事務用機械器具(除電算機等)賃貸業
-015	スポーツ・娯楽用品・その他の物品賃貸業
(列)8514-01	貸自動車業
(行)8514-011	貸自動車業

なお、物品賃貸業と同様の扱いとして、「6411-021不動産賃貸業」及び「8519-041労働者派遣サービス」についても、所有者主義で推計されている。

② 所有者主義に改めたことに伴い推計結果をみると、推計範囲の拡大により、物品賃貸業の生産額の伸びが大きい。また、各産業部門の投入額推計の結果をみると、物品賃貸業の中間投入率が上昇している。

#### イ 自家活動部門

① 平成2年表での自家活動部門は、「自家用旅客自動車輸送」及び「自家用貨物自動車輸送」のみである。昭和60年表の「自家研究」は、産業部門である「企業内研究開発」に改組され、付加価値を推計(ただし、企業内活動であるので営業余剰はなし)し、研究活動の総量が捕捉できるようになった。

一方、推計基礎資料に乏しく、推計が困難であるとされてきた「自家教育」は廃止された。

② 各産業の行う自家建設補修、自家自動車修理、自家広告活動は、60年表まではそれぞれ「建設補修」、「自動車修理」、「広告」の活動として生産額に計上され、営業活動と合わせて当該アクティビティの活動総量として捕捉されてきた。しかし、これらの自家活動については、その生産額推計、投入額推計のデータが不足しており、その推計が困難な部門であるため、平成2年表では、これらの部門の活動としないで、各産業部門が必要な財貨・サービスを直接投入する扱いに改め、自家活動は推計範囲から除外された。

#### ウ サービス部門

##### ① 自動車・機械修理部門の格付変更

昭和60年表までは製造業部門に格付けされていた自動車修理、機械修理部門をサービス部門に格付変更するとともに、統合中分類で「自動車・機械修理」が設定された。

##### ② その他の対事業所サービス

「8519-099その他の対事業所サービス」において、平成2年表からプラントエンジニアリングを細品目とし、生産額推計をすることとされた。その産出先は国内総固定資本形成である。

#### エ 研究部門

昭和60年表まで上位分類では教育と格付けられていた自然科学及び人文科学の学校研究機関4部門の活動を研究の格付に変更するとともに、関係研究機関の部門統合が行われた。研究部門については、これらの変更のほか「8222-011企業内研究開発」部門が新設されており、時系列比較上、注意を要する。

#### オ 部門分類の推移

平成2年表の部門分類数を昭和55年及び60年表と比べると、第2-4表のとおりであり、統合分類においてもサービス部門の分割、新設が行われた。

第2-4表 部門分類数の推移

	昭和55年表	昭和60年表	平成2年表
(1) 基本分類(行)	541	529	527
(列)	406	408	411
(2) 統合小分類	164	183	187
(3) 統合中分類	72	84	91
(4) 統合大分類	28	29	32

## (2) 平成2年表での消費税の表章形式等

消費税の評価方法は、各取引額に消費税を含む、いわゆる「グロス表示」である。つまり、第2-15図に示すように、国内生産額並びに内生部門、最終需要部門及び粗付加価値部門の取引額は、原則として消費税込み価格で評価されている。

なお、消費税は、平成元年4月1日から新たに我が国に導入された制度であり、平成2年表の作成に当たって、部門別消費税額の推計方法及び表章形式について検討してきたが、我が国の消費税制度には免税制度、簡易課税制度、経過措置等があり、産業連関表作成技術上は非常に複雑であり、その推計に必要な基礎資料が極めて限られていたこと等により、部門別推計値を得ることができず、消費税部門等として表章していない。

### ア 最終需要部門の調整項における消費税の表章

消費税は、もともと国内取引を対象に課税されるものであり、輸出取引については免税の扱いとなる。

ある財全部が輸出業者等を経由して輸出される場合を考えると、実際の取引においては、財は国内取引として消費税込みで商業部門に販売し、商業部門は当該財の輸出取引について消費税の免税措置を受けることとなる。

しかし、産業連関表では、輸出業者経由の輸出取引であっても当該財が直接輸出されたかのように記述することとなっている。一方、輸出（普通貿易）は消費税を含まないFOB価格である。したがって、今回のグロス表では列CT=行CTのバランスをとるため、当該財部門の生産額に含まれている輸出業者経由輸出品の国内取引に係る消費税が調整項に計上されている。

なお、当該部門が生産した財を直接輸出取引したものについては、もともと免税であるため、国内生産額推計の段階で、その分の消費税額を計上していない。

### イ 粗付加価値部門における消費税の表章

消費税は、本来、部門概念としては「間接税」に含まれるとの意見も多いが、平成2年表の粗付加価値部門における消費税は、部門別推計されていないことから、原則として粗付加価値部門の残差項である「9412-000営業余剰」に含めて計上されている。

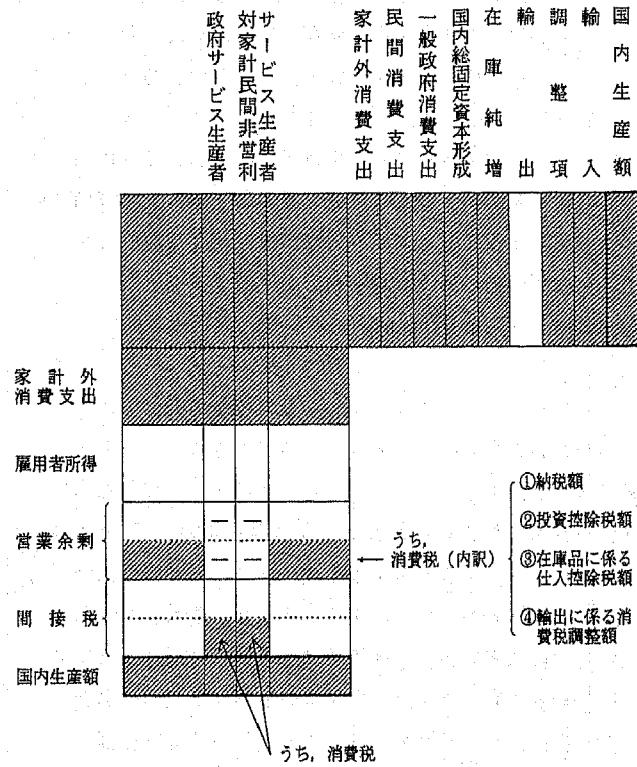
しかしながら、消費税が営業余剰に含め計上されるのは産業部門のみで、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者の列部門については、定義上、営業余剰を持たない部門とされているため、その営業余剰は「9430-000間接税（除関税・消費税）」に統合して計上されている。

### ウ 平成2年表での留意点

第2-5表 産業連関表及び国民経済計算における消費税の表章形式の差異

	項目	平成2年(1990年) 産業連関表	国民経済計算
粗付 加価 値部 門	消費税納税額	営業余剰 (ただし、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者は間接税)	間接税
	投資財の仕入に係る消費税額(控除の対象)	営業余剰(同上)	・産出額(CT)から控除。 ・各経済活動別の間接税額に一旦含め、間接税CTからは一括控除。
	その他消費税額	営業余剰	営業余剰
最終 需要 部 門	輸出免税額 (輸出業者経由輸出品分のみ)	調整項	・輸出額等に、当初から本件消費税額を加えていない。
	投資財の仕入に係る消費税額(控除の対象)	国内総固定資本形成在庫純増	・各財貨の総固定資本形成及び在庫純増に一旦含め、それらのCTからは一括控除。

第2-15図 平成2年表において消費税が含まれている箇所



(注) 1 シャドウ部分が、概念上、消費税が含まれている箇所。  
2 国内生産額には、直接輸出取引に関する消費税は計上されしていない。

#### (ア) 時系列比較及び他統計との比較等

- ① 各産業部門の営業余剰は、昭和60年表までの概念・定義・範囲と異なり消費税を含んでいる。この点について時系列比較上、注意する必要がある。
- ② 輸出部門の計数について、時系列比較又は他統計との比較を行う場合は、調整項の計数を控除したもので比較する必要がある。
- ③ また、平成2年表における消費税の扱いを国民経済計算の表章形式と比較すれば、第2-5表のとおりである。

#### (イ) 調整項に係る注意点

- ① 基本分類、統合小分類及び統合中分類では、調整項を独立した部門として表章しているが、統合大分類及びひな型の13部門分類については、調整項を表章せず、「輸出」に統合されている。
- ② 最終需要の各項目によって誘発される生産額を国内生産額に一致させるため、最終需要項目別生産誘発額の計算に当たっては、調整項の計数を輸出に含めて行っている。

#### (3) 特殊な取扱い部門についての変更点

##### ア 帰属計算部門

###### (ア) 金融（帰属利子）

産出額推計について、平成2年表では家計への貸出残高のうち住宅ローンを「住宅賃貸料」部門（列）が投入する金融（帰属利子）コストとして計上した。このため、平成2年表では、住宅賃貸料部門の金融の中間投入は大きく増加している。

なお、家計への貸出は、このほか、教育ローンや自動車ローンなどがあるが、「金融（帰属利子）」の産出先としては、従来同様、最終需要の「家計」部門には産出されていない。

###### (イ) 住宅賃貸料

生産額推計において、産業の賃貸収入分と持ち家及び給与住宅の帰属家賃分とに分けて推計した。これは、産業の費用構成と帰属家賃分の費用構成は大きく相違すると考えられるので、より精緻な投入額推計を行うこととしたためである。

#### イ コスト運賃の扱い

コスト運賃の推計範囲の見直しを行い、以下のものをコスト運賃の対象に加えた。

##### (ア) 道路貨物輸送の宅配便

##### (イ) 倉庫のトランク・ルーム

#### (4) 推計基礎資料の整備、推計方法の改善等

##### ア サービス業基本統計の組替集計

###### (ア) 生産額のアクティビティベースでの推計

従来は、事業所統計に基づき、事業所を単位とした推計が行われていたが、これをサービス業基本統計に基づき、サービス活動の種類ごとにアクティビティベースで推計するようになった。このため、部門によってはかなりの時系列ギャップが生じている。

###### (イ) 産出額推計

サービスの提供先別割合を大枠データとして基本分類に細分割して産出額の推計が行われた。この結果、対事業所サービス、対個人サービスともサービスの産出先の内外比率などが大きく変化している。また、家計外消費支出と家計消費支出の配分比率も大きく変化している。

#### イ 本社等の活動実態調査

各産業別の投入調査における本社活動の投入率と、本社等の活動実態調査の品目別投入率を組み合わせて、産業別の間接費等の投入内訳を推計している。このため、部門によっては従来より投入品目が増加するなど、投入構成が変化している。